

中学校技術・家庭科教科書における 情報教育について

－義務教育の視点から－

板橋 文夫*・入江 和夫**

A Study of Information Education in Technical・Homemaking Textbooks
for Junior High School Education

Humio ITABASHI* and Kazuo IRIE**

(Received November 29, 1996)

キーワード：家庭科教科書 コンピュータ 情報教育

はじめに

平成元（1989）年3月、新しい中学校学習指導要領が告示された。今回は全面的な改訂であり、平成5年度から新しい教育課程が実施されている。とりわけ注目すべき点は、新たな領域として「情報基礎」及び「家庭生活」の2領域が設けられたことである。「家庭生活」は全ての生徒が履修する必修領域、「情報基礎」は選択領域となった。選択領域とはいえ、義務教育に「情報基礎」という学習項目が新設され、コンピュータの導入を図り、本格的に情報教育が推進されたことに留意する必要があるだろう。科学技術の急速な進歩と経済の発展は、産業構造・家庭や社会環境を激変させた。また、情報化・高齢化・国際化社会の進展は、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する」学校教育を求めた。「情報基礎」は、そのような社会的背景を持って新設された。義務教育中学校技術・家庭科の「情報基礎」領域は、「コンピュータの操作を通して、コンピュータの役割と機能について理解させ、コンピュータを適切に利用する基礎的・基本的な能力を養うことができるよう」¹⁾内容を構成された。文部省調査によれば、平成8年3月末現在全国の小・中・高校などのコンピュータ設置率は、高校100%、中学校99.7%、小学校84.7%。平均設置台数は高校が61.9台、中学校が23.9台、小学校が6.9台。また、設置校における教育用ソフトウェアの平均保有本数は高校255.5本、中学校406.6本、小学校100.9本であるという。²⁾

* 神奈川県立看護専門学校

** 山口大学教育学部家政教育

「情報基礎」が義務教育になり、高校でも家庭科の男女共修が実施される中で、小・中学校においても情報教育はより重視される方向にある。現代社会においては、不断に新しい情報を摂取し、巧みに選択して、積極的に活用することは生きるための必須条件になりつつあるといつてよい。その視点に立てば、「情報基礎」の新設はタイムリーであったといえよう。しかしながら、義務教育の中で、「情報基礎」がコンピュータやワープロ操作のノウ・ハウをのみ教えるマニュアル領域に墮してしまっはいけないことも当然である。

本稿では、以上のような複眼的視点に立って、新設領域「情報基礎」の創設理念を具体的に確かめるため、中学校学習指導要領や学習指導書を検討する。また、理念が実際の生徒指導にどのように反映されているのか、技術・家庭科教科書の内容を分析し、今後の技術・家庭科教育教材研究の在り方について一考したい。

1 中学校学習指導要領・指導書における「情報基礎」

現行教育課程の基本的なねらいは、「これからの社会の変化とそれに伴う生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、21世紀を目指した社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ること」³⁾にある。この短い文章中に、「社会の変化」の文言が2度、さらに「変容」の文言が記されていることは注目される。このことから、現行教育課程の基本理念は「社会の変化に主体的に対応できる人間の育成」にあるといえないだろうか。

中学校技術・家庭科の目標は、総括的に次のように示されている。「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。」従来の目標と比較すると、目標そのものは本質的に変わっていないが、「生活に必要な技術を習得」→「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得」と文言は変化している。ここで重要なのは「知識の習得」の挿入である。広辞苑によれば、「情報」とは「判断を下したり行動を起こしたりするために必要な知識」とあり、「生活に必要な知識」とは「生活情報」に他ならない。技術・家庭科における「生活」の範囲は、身近な日常生活にとどまらず、「家庭における生活、地域社会における生活、消費者又は生産者としての生活」⁴⁾など多面的な広がりをもってとらえられている。そして、この「生活」を取り巻く環境の変化が、「情報基礎」及び「家庭生活」領域を新設させたのではなからうか。

(1) 中学校学習指導要領と指導書の分析

「家庭生活」が家庭系5領域の筆頭領域として新設されたのに対し、「F・情報基礎」は技術系6領域の最終領域として新設された。それはすべての生徒が必修する領域と選択領域の相違による。「情報基礎」が選択領域になったのは、中学校段階におけるコンピュータ設置率や指導者の問題も微妙に関係していたのではなからうか。また、「情報基礎」と「家庭生活」の内容を検討すると、「情報」の意味合いが大きく異なっていることがわかる。「家庭生活」における「情報」とは、いわゆる「生活情報」であるが、「情報基礎」における「情報」は、コンピュータと密接に結び付いた情報であることがわかる。技術・家庭における「情報基礎」とは、まさにコンピュータと関連する「情報」であり、「情報処理」の「情報」であるといえる。

中学校学習指導要領には、「情報基礎」の目標は次のように示されている。「コンピュータの操作等を通して、その役割と機能について理解させ、情報を適切に活用する基礎的な能力を養う。

中学校指導書では、さらに詳しく次のように示している。⁵⁾ 主な目標は、「コンピュータの操作等の実践的な学習活動を通して、コンピュータの社会的な役割と、基本的な装置やソフトウェアの機能について理解させ、情報を適切に処理して日常生活や社会生活において活用する基礎的な能力を養うこと。」また、ねらいをコンピュータ、ソフトウェア、ソフトウェアの活用の3点に分け次のように示している。「コンピュータについては、各部の機能の理解と基本操作、ソフトウェアについては、その機能の理解と簡単なプログラムの作成、ソフトウェアの活用については、情報の選択、整理、処理、表現などが具体的にできること。」

指導内容は、次の4項目で構成されている。

- (1)、コンピュータの仕組みについて
- (2)、コンピュータの基本操作と簡単なプログラムの作成について
- (3)、コンピュータの利用について
- (4)、日常生活や産業の中で情報やコンピュータが果たしている役割と影響について

内容の指導にあたっては、コンピュータの操作やソフトウェアの取扱が中心とされている。また、コンピュータについては「原則としてパーソナルコンピュータを対象として学習させるものとする」とある。さらに、目標にある「情報を適切に活用する」と、内容の取扱にある「情報を処理するための」の文言の相違も注目される。「情報の活用」とは「情報の選択、整理、処理、表現などが具体的にできること」である。具体的には、「数多くある情報の中から必要なものを選び、選んだ情報を整理したり、処理したりして、新しい情報を作り出し、それを適切に表現できるようにする」ことであり、情報基礎の学習の中で「情報の価値を判断する能力、適切な情報を引き出す能力などが実践的・体験的に身に付くようにする」と示されている。

中学校学習指導要領「F、情報基礎」、「2、内容」には、「処理」の文言はない。「3、内容の取扱い」にのみ「図形処理」「処理」の文言が見い出せる。それゆえなのか具体的な説明表現はないが、「情報を適切に処理して日常生活や社会生活において活用する」とあり、「活用」するための「処理」であることがわかる。広辞苑によれば、「情報処理」とは「数字・文字・物理量などによって表わされた情報について、コンピュータにより計算・分類・照会その他の処理を行うこと」⁶⁾とありコンピュータと密接な関係のある述語である。「内容の取扱い」には、「入力、演算、制御、記憶及び出力を取り上げるものとする」と、コンピュータの5大機能を学習するよう示されている。そこには、「コンピュータが情報を処理するための各部の機能」や「装置を働かせて情報を処理するためのソフトウェアの必要性や機能」を指導する際、次のような留意点をあげている。「人間の情報処理の過程とコンピュータが情報処理する基本的な仕組みと対比するなどの工夫をする」、「情報処理の手順には、順次、分岐、反復の方法があり、これらの組み合わせによって複雑な処理を速く正確に処理している」である。コンピュータの働きを人間の脳の働きと比較して理解させようとしている点が注目される。

では、それらの文言は中学校学習指導要領や中学校指導書技術・家庭編にはどの程度頻出し、どのように記述されているのであろうか。「操作」「活用」「処理」「手順」「利用」の各文言に

について検討する。

〈表1〉は、学習指導要領及び指導書における頻出度数である。

〈表1〉各文言頻出度数

文言	操作	活用	処理	手順	利用
学習指導要領	3	2	2	0	2
指導書	14	6	29	5	5

わずかなページ数にもかかわらず、「操作」「処理」の文言は多出されているといえよう。その点からも「情報基礎」領域のねらいは、コンピュータを操作して、情報を適切に処理し活用する基礎的能力の育成であることは見て取れる。

実際には、各文言は次のように記述されている。

学習指導要領では、

操作→コンピュータの（基本）操作

活用→情報を（適切に）活用

処理→図形処理、情報の処理

利用→コンピュータの利用（分野）

指導書では

操作→コンピュータの（基本）操作、操作の方法、キーの操作

活用→情報を（適切に）活用、日常生活や社会生活において活用、ソフトウェアの活用

処理→情報を（適切に）処理、処理装置、複雑な処理、情報処理システム、図形処理

手順→情報処理の手順

利用→コンピュータの利用（分野）、情報を利用する能力 などである。

(2) 「情報基礎」領域新設の過程

「コンピュータの操作を通して、その役割と機能について理解させ、情報を適切に活用する基礎的な能力を養う」ことを目標とする、情報基礎教育やコンピュータ利用の教育推進の考え方は、どのような背景から意図されたのであろうか。戦後の小学校家庭科、中学校家庭科、職業・家庭科、技術・家庭科をひもとくと「能率」・「能率化」の文言の多出にびっくりさせられる。昭和40年代をピークとして減少し、近年では、記述は稀になっている。教育の「管理化」、「効率化」、「能率化」を一貫して目指してきたわが国の教育現場において、それらの文言が少なくなったとはいえ、必ずしも理念を放棄したとは思えない。なぜなら、是非とも必要であるとの時代の要請があったからこそ、そのための施策として打ち出されたものだからであり、社会構造の激変の中でも形を変えて流れ続けていると思われるからである。その流れの一つが、中学校技術・家庭「情報基礎」の新設であったのではなかろうか。コンピュータを利用した情報処理と、それを日常生活や社会生活において活用する能力の育成をねらいとする「情報基礎」は、「生活」の能率化・効率化を進展させるだけでなく、教育の管理化・能率化・効率化をも

目指しているように思われる。

昭和44年学習指導要領の改訂時頃、教科書中の「能率」はピークを迎えた。一方、わが国の科学技術も急速な進歩が見られた時期であった。教育においても、教育方法の技術化こそ教育の効率を上げるとして、「教育工学」という名のもとにティーチング・マシンなどの教育機器が開発・導入されていった。

それらに関しては、中学校学習指導要領「総則」の「指導計画作成および指導の一般方針」等で次のように変遷し示されている。

昭和33年告示→（6）教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努めること。また、学校図書館の資料や視聴覚教材等については、これを精選して活用するようにすること。

昭和44年告示→（5）教科書その他の教材・教具を活用し、学校図書館を計画的に利用すること。なお、学校の実態に即して視聴覚教材を適切に選択し、活用して、指導の効果を高めること。

昭和52年告示→（4）視聴覚教材などの教材・教具や学校図書館を計画的に利用すること。平成元年告示→視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用に努めること。

こうした変遷を辿って現行学習指導要領に「情報基礎」が新設されたのである。新設されるにあたっては2つの流れがあった。その1つは教育課程審議会の流れである。

昭和60年9月、文部大臣から教育課程審議会に対して、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」が諮問された。その諮問に際して示された4つの観点の第1が、「社会の変化に適切に対応する教育内容の在り方について」であった。情報化・高齢化・国際化等社会の変化に、21世紀に向かって学校教育がどう対応し、児童・生徒にどのような能力や態度を身に付けさせ、健全な国民を育成するかが大きな課題として指摘されたのである。

昭和61年10月、教育課程審議会は「教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）」を発表した。中学校の技術・家庭科については、次のような方向で検討するとされた。「ア、基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図る観点から現行の領域について内容の見直しを行うとともに、時代の進展や家庭の機能の変化等に対応する観点から、新たに情報処理の基礎及び家庭や家庭生活に関する領域を加える。」ここに、中学校技術・家庭科に「情報基礎」の新設が方向付けられたのである。

昭和62年11月、教育課程審議会は「教育課程の基準の改善について（審議のまとめ）」を発表した。その中で中学校技術・家庭については、次のように述べている。

ア、改善の方針→中学校においては、情報や家庭生活にかかわる内容を加えるほか、すべての生徒に共通に履修させる領域と生徒の興味・関心等に応じて履修させる領域を設定する。

イ、改善の具体的事項→（ア）情報化の進展や家庭の機能の変化等に対応するため新たに「情報基礎」及び「家庭生活」の領域を設けるとともに、現行の領域について基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図る観点からその構成を見直し、「木材加工」「電気」「金属加工」「機械」「栽培」「情報基礎」「家庭生活」「食物」「被服」「住居」及び「保育」の11領域で構成する。

（イ）「情報基礎」の領域については、コンピュータの操作を通して、コンピュータの役割と機

能について理解させ、コンピュータを適切に利用する基礎的・基本的な能力を養うことができるよう、内容を構成する。

昭和62年12月教育課程審議会は、文部大臣に最終答申を行った。技術・家庭については、「答申」の内容は「審議のまとめ」と変わりがなく、「情報基礎」の新設が盛り込まれた。

もう1つは第13期中央教育審議会、臨時教育審議会の流れである。

昭和58年11月、第13期中央教育審議会は、今後特に重視しなければならない視点として4点を示した。その第1「自己教育力の育成」を掲げ ①主体的に学ぶ意志・意欲と能力・態度をもつこと。②学習のしかたの習得、すなわち何をどのように学ぶかという学習の仕方についての能力を身に付けることなどを強調している。

昭和61年4月、臨時教育審議会の第2次答申が出された。そこでは、情報活用能力を、「情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質」と定義し、これからの学校教育には「情報活用能力」の育成こそ大切であると強調している。

昭和62年8月、臨時教育審議会の第4次答申（最終答申）が出された。そこでは、今後の教育の在り方を検討する際の視点として、①個性重視の原則 ②生涯学習体系への移行 ③変化への対応 の3点が示された。このうち③においては、主として国際化・情報化への対応について提言が行われている。

平成元年3月15日、全面改訂された新しい中学校学習指導要領（文部省告示第25号）が公布され、平成5年4月1日から施行することになった。ここにおいて、技術・家庭は、総合的目標を「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示し、「情報基礎」領域を新設したのである。

2 中学校技術・家庭科教科書「情報基礎」領域の学習内容

(1) 題材・小題材の比較

教科書の記述内容は、改訂検定の場合は小幅な部分改訂が多い。しかしながら、「情報基礎」は日進月歩する科学技術の中でも、とりわけ急速な技術革新を続けるコンピュータに関する学習が中心である。他の領域に比べて内容の変更は大きくならざるを得ないであろう。

また、次期学習指導要領では必修領域となる可能性も高い。それらのことから、最初の教科書である平成5年度版と、次の平成9年度版を比較検討することは意義のあることと思われる。ここでは、「開隆堂版」と「東京書籍版」を取り上げる。⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾

教科書は学習指導要領・指導書における目標を達成するため前述の4つの内容に沿って構成されている。

平成5年度用教科書は、次のような題材構成になっている。

〈開隆堂〉

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1、生活とコンピュータ | 2、ソフトウェアのはたらき |
| 3、ソフトウェアの活用 | 4、情報とコンピュータのしくみ |
| 5、コンピュータと情報社会 | |

〈東京書籍〉

- | | |
|------------------|----------------|
| 1、情報とわたしたちの生活 | 2、コンピュータの操作と構成 |
| 3、ソフトウェアの利用 | 4、プログラムの作成 |
| 5、情報化社会とわたしたちの生活 | |

平成9年度用教科書は、次のような題材構成になっている。

〈開隆堂〉

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1、生活とコンピュータ | 2、コンピュータ活用の基礎 |
| 3、ソフトウェアの活用 | 4、情報とコンピュータのしくみ |
| 5、コンピュータで広がる情報社会 | |

〈東京書籍〉

- | | |
|--------------|------------------|
| 1、コンピュータのしくみ | 2、コンピュータの利用 |
| 3、コンピュータの活用 | 4、情報化社会とわたしたちの生活 |

まず両社の教科書を比較して注目されるのは、現在の社会の捉え方である。開隆堂版では「情報社会」、東京書籍版では「情報化社会」と捉えている。

平成5年度用と9年度用で変更した題材名は、開隆堂版では、「ソフトウェアの働き」→「コンピュータ活用の基礎」、「コンピュータと情報社会」→「コンピュータで広がる情報社会」。東京書籍版では、「コンピュータの操作と構成」→「コンピュータのしくみ」、「ソフトウェアの利用」→「コンピュータの利用」、「プログラムの作成」→「コンピュータの活用」である。題材名の変更は、「情報基礎」がコンピュータの操作やソフトウェアの取扱いを中心とした内容から、コンピュータの利用を前提として情報をいかに適切に活用するかという方向にベクトルを移そうとしているかの現われといえないだろうか。教科書における、次のような記述が証左となるであろう。「コンピュータを使って、情報を適切に活用していくことは、これからの社会において大切なことである。」（開隆堂版平成5年度用）→「コンピュータを利用し、情報を適切に活用することは、わたしたちの生活をより豊かなものにするために、とても大切なことです。」（東京書籍版平成9年度用）と、技術・家庭科の究極的なねらいと結び付けて、コンピュータ教育を主導しようとしているのである。また、指導内容4項目内の重点の置方であるが、平成5年度用では「コンピュータの仕組み」、「コンピュータの基本操作と簡単なプログラムの作成」に重点が置かれていた。平成9年度用では、明らかに「コンピュータの利用」「日常生活や産業の中で情報やコンピュータが果たしている役割と影響」に重心が移動しているといえてよい。それは、次々と優れたハードウェアやソフトウェアを備えたコンピュータが登場して、社会のあらゆる分野に普及したからだけでなく、操作そのものがより容易になり、コンピュータを身近かなものとして認識できるようになったからでもあろう。

小題材では、コンピュータ機能の向上にもなった学習内容の変更の他、より実践的な活用例が取り上げられている。開隆堂版教科書の小題材は、平成5年度用と9年度用とでは次の点に変更されている。「(題材1)、ハードウェアとソフトウェア、コンピュータの起動・終了」→「(題材2)」へ。「ソフトウェアのおもな編集機能」が詳細に説明→「省略」へ。「フローチャート(流れ図)用図記号の例」が詳細に説明→「省略」へ。「コンピュータの進歩」「情報社会」を肯定的に捉えている→「コンピュータがもたらす社会問題」「人にやさしいコンピュータが

備えるべき条件」などコンピュータのもたらす弊害も指摘。情報社会の中で、守らねばならないルールの指導を強化している。「32図による説明」→「49図による説明」へ。又、9年度用では、インターネットの説明が強化されている。

東京書籍版教科書の小題材は次の点が変更されている。「39図、4表」→「29図、各題材ごとに分けて表示」。「題材、プログラムの作成」→「小題材、プログラムを作成しよう」と小さな扱いへ。「コンピュータによる障害の例が図示」→「“光と影”と捉え、長所と短所を4個ずつ図示」。その他、文書・図形・表計算・データベースソフトウェアの利用の扱い方には大きな変更はない。9年度用に設けられた題材「コンピュータの活用」は、現実の社会の中から必要な情報を収集・選択・処理をし、それを活用するための手順、活用した身近な仕事の処理の実習をさせている。また、家庭で使われている電気機器に用いられたコンピュータの働きを考えさせようとしている。題材「情報化社会と私たちの生活」では、9年度用に、小題材として「コンピュータ・ネットワーク」が独立している。

(2) キーワードの分析

〈表2〉、〈表3〉は、開隆堂版・東京書籍版教科書における「操作」「活用」「処理」「手順」「利用」の頻出度数である。

〈表2〉（開隆堂版）

文言	操作	活用	処理	手順	利用
平成5年度	1	30	70	9	18
9年度	4	24	67	12	35

〈表3〉（東京書籍版）

文言	操作	活用	処理	手順	利用
平成5年度	8	4	52	9	31
9年度	10	9	108	23	35

一見して「処理」の多さが目を引く。両社の教科書を比較すると、明確な相違が見受けられる。まず、注目されるのは「活用」「処理」である。開隆堂改訂版では減少しているのに対して、東京書籍改訂版では2倍以上に増加している。次に、「活用」に比べて「利用」の頻出度の高さである。学習指導要領・指導書では「活用」に重きが置かれているが、教科書段階では逆転していることがわかる。さらに、「操作」と「手順」においても同じことがいえる。とりわけ、「操作」は学習指導要領・指導書における頻出度の高さに比べて、教科書での低さが目を引く。これらのことは、「情報を適切に処理し活用する基礎的能力の育成」とのねらいが、実際の教育現場段階では、「コンピュータを利用して情報を適切に処理する学習」にならざるを得ないことを示しているといえないだろうか。換言すれば、改訂版では、「コンピュータの操作・手順を学び、コンピュータを利用して情報を処理する学習」の傾向が強まっているといえよう。

実際には、各文言は次のように記述されている。（頻出度順）

開隆堂版・平成5年度用では、

操作→コンピュータの利用

活用→ソフトウェアの活用、情報を適切に活用、調理カードの活用

処理→処理の内容、情報の処理、図形処理ソフトウェア

手順→処理の手順、ソフトウェア活用の手順、正しい手順

利用→コンピュータの利用、再利用、多くの分野で利用

開隆堂版・平成9年度用では、

操作→プログラム操作、基本的な操作、操作性のよい情報機器

活用→ソフトウェアの活用、活用例、情報を活用

処理→図形処理ソフトウェア、処理装置、情報の処理

手順→処理の手順、ソフトウェア活用の手順、情報検索の手順

利用→データの利用、コンピュータの利用、機能の利用

東京書籍版・平成5年度用では

操作→コンピュータの操作、スイッチの操作、キーボードの操作

活用→ソフトウェアの活用、生活に活用、効率的に活用

処理→図形処理ソフトウェア、情報の処理、コンピュータで処理

手順→作成する手順、仕事の手順、命令の手順

利用→ソフトウェアの利用、データベースの利用、利用目的

東京書籍版・平成9年度用では

操作→操作の手順、コンピュータの操作、ソフトウェアの操作

活用→情報を（適切に）活用、コンピュータを活用、データを活用

処理→図形処理ソフトウェア、情報の処理、コンピュータで処理、仕事の処理

手順→処理の手順、操作の手順、情報活用の手順

利用→コンピュータの利用、ソフトウェアの利用、データベースの利用

以上の文言を学習指導要領・指導書のそれと比較すると、次のような点が注目される。

「操作」→平成5年度用では同様な使用例が多いが、9年度用では「プログラムの操作」「ソフトウェアの操作」など個別名を上げていることが多い。

「活用」→開隆堂版平成9年度用に「活用例」が5ヶ所、東京書籍版に「情報を（適切に）活用」が6ヶ所記載されている。

「処理」→指導書同様、すべての教科書で圧倒的に頻出度が高い。平成9年度用には、「文書処理ソフトウェア」「データベース処理ソフトウェア」「図形処理ソフトウェア」「計算処理ソフトウェア」などが頻出している。

「手順」→平成5年度用には「コンピュータの起動と終了の手順」があったが、9年度用では、「情報活用の手順」などが増加している。

「利用」→「ソフトウェアの利用」「コンピュータの利用」などが頻出している。9年度用では、「ネットワークの利用」「不正に利用」などが目を引く。

おわりに

「情報基礎」は、社会の変化、とりわけ情報の進展に対応し、情報を適切に処理して日常生活や社会生活において活用する能力・態度の育成を目標として新設された。総合的なコンピュータ学習の義務教育化は、これまでの知識伝達・集団指導中心の学習活動から脱皮させ、学習者が自ら考え、創造する個別学習活動への質的転換の契機をもたらせたといえる。学校教育現場に様々な問題が噴出している現在、「情報基礎」の新設はタイムリーなことであり、技術・家庭科の存在意義は大きいといってよい。未来の高度情報社会に生きる生徒たちに必要な能力・態度の育成を図るだけでなく、コンピュータの活用による学校教育の活性化をも図るべきである。そのためには、次期学習指導要領で選択領域から、男女共修の必修領域への格上げをはからねばならない。コンピュータ機能の向上と、各学校への設置率・設置台数の上昇は、全生徒への指導を可能にするであろう。そして、そのことは生徒一人ひとりをコンピュータに慣れ親しませ、コンピュータの適切な活用を通して、生活をより豊かなものにすることができるようになる。しかしながら、情報化社会の影の部分も考慮しなければならない。学習指導要領・指導書も、この点を注意深く指摘している。因に、プライバシーの保護・情報犯罪・健康問題・情報モラル育成などの重要性について考えさせたり、個人が情報の被害者となるばかりでなく、加害者となる恐れもあることを学ばせようとしている。

情報化社会の到来は、コンピュータへの依存をますます増大させ、コンピュータが各自の必需品となる日も遠からずやってくる。しかし、必需品となったコンピュータも、運用を一步誤れば取り返しのつかない事態を招くこともある。その日までに、義務教育でコンピュータを主体的に使いこなせる基礎的能力と態度の育成を急ぐべきであろう。そのためには、コンピュータのマニュアル指導に終始することなく、コンピュータを活用した人間教育を行う必要がある。これは、まさに社会の要請でもある。情報化社会での技術・家庭科教育は、共生の視座に立った新しい生活観を培い、社会生活を根底から捉え直すことが求められているのではないだろうか。

引用文献

- 1) 文部省 「中学校指導書技術・家庭編」 開隆堂 平成元年 p2
- 2) 埼玉新聞 1996年11月4日
- 3) 文部省 「高等学校学習指導要領解説 総則編」 東山書房 平成元年 p1
- 4) 文部省 「中学校指導諸技術・家庭編」 開隆堂 平成元年 p7
- 5) 同上 p54～p60
- 6) 村出編 広辞苑 岩波書店
- 7) 鈴木寿雄 「技術・家庭 上」 開隆堂 平成4年
- 8) 鈴木寿雄 「技術・家庭 上」 開隆堂 平成8年
- 9) 石田晴久ほか 「新しい技術・家庭 上」 東京書籍 平成4年
- 10) 石田晴久ほか 「新しい技術・家庭 上」 東京書籍 平成8年

参考文献

教育政策研究会 臨教審総覧 昭和62年

文部省 マルチメディアの教育利用 第一法規 平成6年

仙波千代・小笠原ゆ里・大竹千恵子共著 四訂家庭科教育法 光生館 1996年